

当別町立地適正化計画の策定について

配布資料

- 立地適正化計画について・・・・・・・・・・資料1
- 当別町立地適正化計画（案）概要版・・資料2
- 当別町立地適正化計画（資料編）・・・・資料3

当別町企画部まち再生室

立地適正化計画制度について

1. 立地適正化計画とは

- 全国的に人口減少と少子高齢化が進む中、高齢者や子育て世代をはじめとする地域住民が安心できる環境で、健康で快適な生活環境を実現することや、財政面および経済面において持続可能なまちづくりを可能とすることが課題となっています。
- こうした中、公共施設や医療・福祉施設、商業施設、住居等の生活サービス施設がまとまって立地し、地域住民が公共交通により、これらの施設が利用できるなど、福祉や交通等の様々な関係施策と連携したまちづくりが重要となります。
- 立地適正化計画は、こうした生活サービス施設の集約化と地域公共交通による利便性の向上を図る「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりに取り組むための制度です。

様々な関係施策との連携イメージ



○人口減少する中で、このまま何もしないと・・・

(1)人口減少、少子高齢化がさらに進展すると・・・

- 医療・福祉・商業等の身近な生活サービスの維持が困難になるかもしれません。
- 通勤、通学などに利用する公共交通が縮小し、利便性が低下するかもしれません。

(2)企業活動や” まちなか” に影響・・・

- 地域産業の停滞・企業の撤退などに拍車がかかる可能性があり、働く場や買い物できる場が無くなるかもしれません。
- 市街地の空洞化が進み空き地、空家、空き店舗が増加するかもしれません。

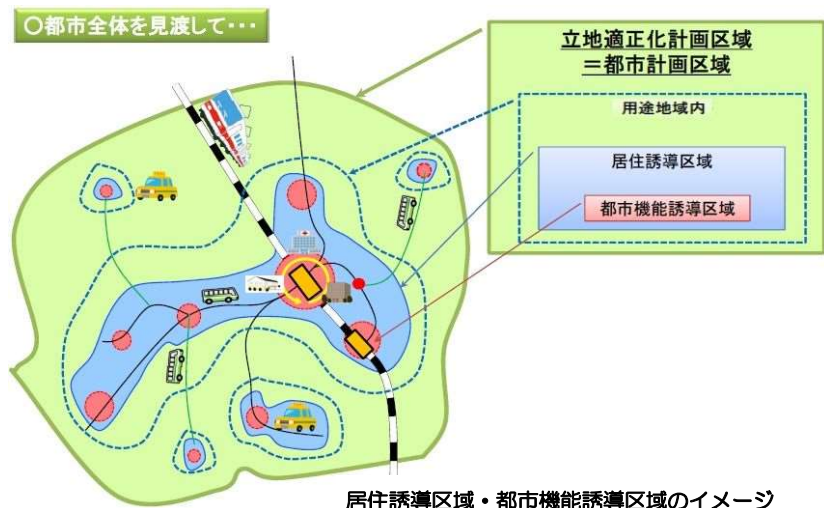
人口規模に合わせたコンパクトなまちとすることで便利な
住み続けられるまちになることを目指します。

2. 立地適正化計画で定める事項

○立地適正化計画では、主に以下の4点を定めコンパクトなまちづくりを進めます。

- ・「都市機能誘導区域」
商業施設や医療・福祉施設など生活に必要なサービス施設を集めることで、便利な生活の拠点となる区域。
- ・「都市機能誘導施設」
都市機能誘導区域に誘導する医療、社会福祉、教育、文化、商業、行政等の居住者の利便性の向上に資する施設。
- ・「居住誘導区域」
都市機能誘導区域にある生活サービス施設や公共交通を利用できる居住区域。人口密度の維持を図る区域。
- ・「施策」
都市機能及び居住誘導の促進、また公共交通の利用促進を図るために取り組む施策。

※立地適正化計画により、今後数十年を見据えながら、居住等の集約化の動機付けを行う誘導的手法であり、区域内への居住を強制するものではありません。計画策定後も社会情勢に応じて見直しを行います。



○立地適正化計画を策定することで・・・

生活利便性の維持・向上

- ・商業施設等の集約化により、生活利便性が向上し、人が集まることで人口密度の維持がされる。

地域経済の活性化

- ・人口密度が高ければ、商業者等の時間当たりのサービス提供件数が増加し、移動コストの縮減、生産性向上が期待できる。

支援制度の活用

- ・国の支援制度により、民間事業への支援等が可能となる。

区域外の立地は事前届出の対象

- ・区域外で一定規模以上の開発及び建築行為を行う場合には、届出が必要になる

当別町立地適正化計画（案） 概要版

1. 策定の目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっています。

当別町の現状を見ると、すでにある程度の高い人口集積と都市機能の集約によるコンパクトな都市空間が形成されておりますが、20年後には人口減少及び高齢化が進行すると推計されており、このまま人口減少が進めば、生活サービス施設が減少し、都市の魅力が低下してしまい、これにより更に人口が減少するという負のスパイラルに陥る可能性があります。このようなことを踏まえ、これまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックを有効に活用しながら、よりコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくため、『当別町立地適正化計画』を策定します。



2. 計画の位置づけ

対象区域 対象区域：都市計画区域内とします。

計画期間 おおむね20年後のまちの姿を展望するものとし、目標年次を令和22年（2040年）とします。

北海道が定める都市計画

当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

当別町が定める最上位計画

当別町総合計画、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

都市機能の配置・まちづくりに関連する計画

当別町公共施設等の総合管理計画、当別町地域公共交通網形成計画、当別町住宅マスタープラン など

都市計画分野の方針を定める計画

当別町都市計画マスタープラン

当別町版
立地適正化計画

3. 当別町の現状と課題

人口動向

- ・2045年には、2015年の約半分にまで人口減少し、高齢化率が60%を超える見込み
- ・北海道医療大学生数は約3,500人で、4人に1人は町内居住（町民の5%）

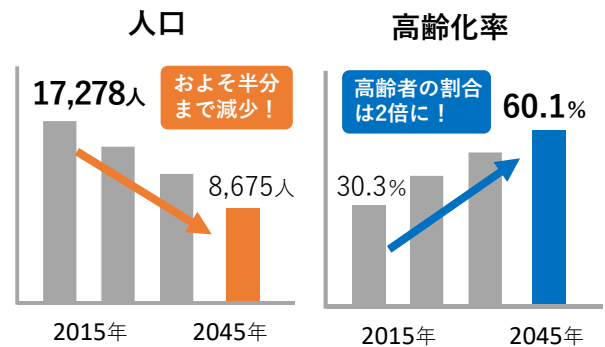
土地利用の状況

- ・都市機能施設は本町、太美市街地の駅周辺に集積している
- ・中心市街地でも、空き家・空き地、未分譲宅地が存在

《課題》

- ・人口減少・少子高齢化に伴う市街地のスポンジ化※への対応
- ・北海道医療大学生が町内で居住するための環境の確保

※都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。



財政状況

- ・役場庁舎をはじめ、多くの公共施設で老朽化が進行している
- ・扶助費の上昇、町税の減少も予想される

《課題》

公共施設の更新に関する財政負担の軽減

居住環境

- ・賑わい創出・地域活性化、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりに関する重要度が高い

《課題》

当別町の優位性を活かした居住環境の確保

経済活動

- ・雇用の減少
- ・商業施設の利便性向上、交流の場の創出が求められている。
- ・地価の減少が進行

《課題》

地域主体による地域経済の活性化

公共交通

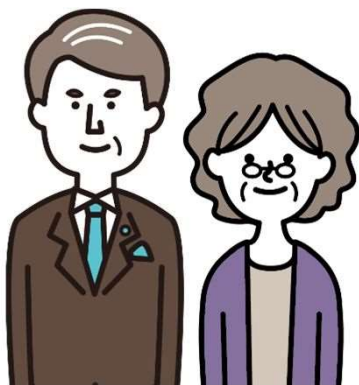
- ・公共交通カバー率は約86%
- ・コミュニティバスは、一部路線を除き、利用者は少ない状況

《課題》

本町市街地及び太美市街地と各地域を結ぶ公共交通の維持・確保

4. まちづくりの方針

石狩当別駅・石狩太美駅の2拠点を中心に都市機能のレベルアップと公共交通の便利さで、全町民の生活しやすさ、楽しさ、そして健康を守り、育て、大都市近郊の緑豊かな住環境で子育て世代や学生を惹きつけるまちづくりを進めます。



町民

町民にいつまでも住み続けてもらうことで、
持続可能な都市を構築する

《課題解決のための取り組み》

- ・石狩当別駅・石狩太美駅を拠点として都市機能を集約する
- ・誰もが使いやすく、持続可能な公共交通網を形成する
- ・地元企業との連携により、地域経済を強化する



子育て世代

子育て世代がアクセス性の良い大都市近郊で豊かな
生活ができる当別町に居住環境を確保する

《課題解決のための取り組み》

- ・子育て世代が当別町で札幌市の都市機能を享受でき、豊かな生活ができる居住環境を構築する



北海道医療大学生

町外から通学する北海道医療大学生に居住して
もらうことで、中心市街地活性化を促進させる

《課題解決のための取り組み》

- ・学生の流入・定住を促進するため、居住支援を充実させる

5. 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定

都市機能誘導区域

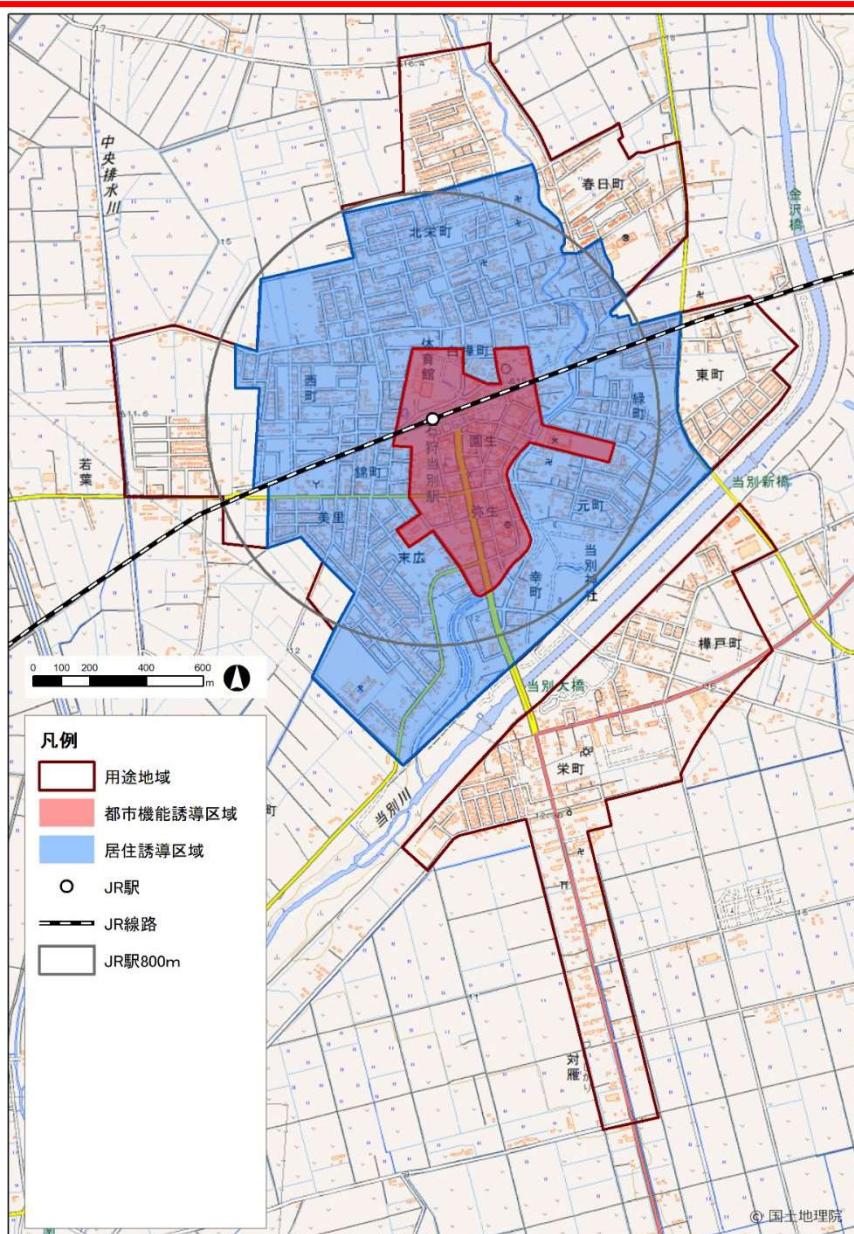
医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種生活サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

当別町での都市機能誘導区域の役割

当別町において、町民の日常生活に必要な都市機能を、居住地域から徒歩や自転車、公共交通によりアクセスしやすい駅周辺などの拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を行うことにより、年齢に関わらず、町民の生活利便性を高めるとともに、地域の活力を維持・向上させる役割があります。また、歩いて暮らせる環境を強化させることにより、拠点での滞在時間の拡大や歩行数の増加など、町民の健康維持にも寄与する役割があります。

当別町版 都市機能誘導区域判断基準

- ①JR駅から一定範囲内（前提）
- ②主要施設が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ③まとまった低未利用地や開発可能性のある敷地
- ④利用者数の多いメイン通の周辺区域



本町市街地の都市機能誘導区域及び居住誘導区域

居住誘導区域

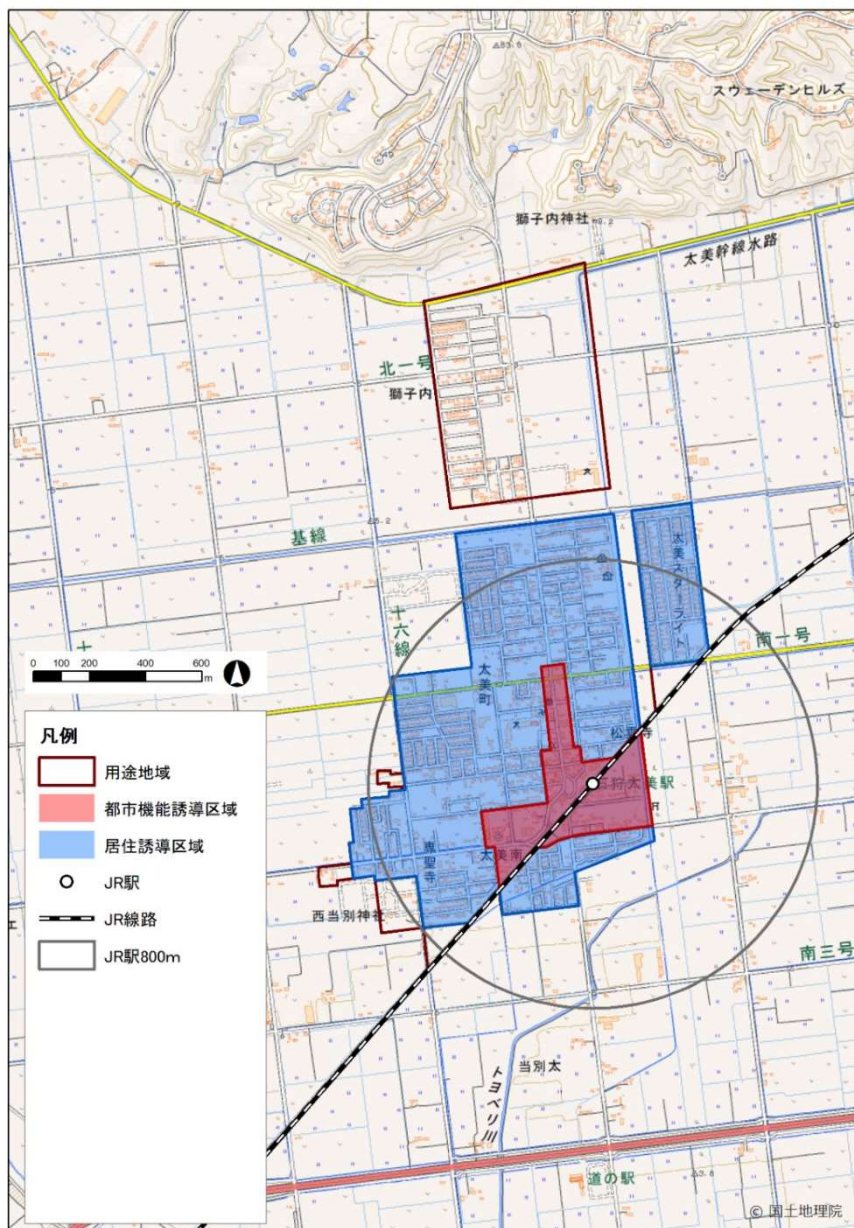
人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

当別町での居住誘導区域の役割

今後更なる進行が予想される人口減少や少子高齢化社会の中で、現在の状態を放置しておく、都市機能の維持が困難になるとともに、生活利便性の低い地域となる恐れがあります。そのため、人口減少の中にあっても拠点周辺の歩いて暮らすことができる利便性の高い居住地を形成することにより、都市機能を維持させるとともに、一定の人口密度を維持する役割があります。

当別町版 居住誘導区域判断基準

- ①JR駅から一定範囲内（前提）
- ②現状人口密度が一定以上
- ③将来人口密度が比較的維持されるもしくは、人口維持が求められる区域
- ④築年数が古い住宅の集積エリアで近い将来に住宅等の更新エリアとして位置付けるべき区域
- ⑤一体型義務教育学校の整備に伴う子育て世代向けの住宅整備を進める区域



太美市街地の都市機能誘導区域及び居住誘導区域

6. 誘導施設の設定

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき医療施設、福祉施設、商業施設、その他都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされています。

当別町における誘導施設としては、生活サービス維持のための機能として行政機能、医療機能、介護福祉機能、教育・文化機能、商業機能、金融機能を設定します。また、子育て世代の移住・定住を促進するための機能として「子育て機能」を設定します。

都市機能分類	概要	具体の誘導施設	現在の立地状況		
			都市機能誘導区域内	居住誘導区域内	誘導区域外
行政機能	住民の生活を支える行政施設 ※老朽化により建て替えの必要性がある。利便性の向上にはほかの都市機能施設との複合化の検討も必要です。	役場出張所	○	—	—
医療機関	町民が健康で安心して生活するための施設 ※診療所は、居住誘導区域内に複数配置されることで利便性が向上するため、誘導施設に位置付けません。	病院	—	—	—
介護福祉機能	高齢者の生活を支える施設 ※更新が必要になった段階で利便性の高い誘導区域内への誘導を検討します。	総合保健福祉センター	—	○	—
教育・文化機能	町民全体を対象に教養の向上、健康の増進、コミュニティの増進に寄与する施設 ※文化センター、図書館がないことから庁舎との複合化の可能性を検討します。	文化センター	—	—	—
		図書館	—	—	—
		総合体育館	○	—	—
子育て機能	子育て世代の移住・定住のための施設 ※幼稚園・保育所（認定こども園）は居住誘導区域内に立地することが望まれるため、誘導施設としません。	子育て支援センター	—	○	—
商業機能	中心市街地の利便性向上及び、賑わい・交流促進のための施設 (売場面積400㎡以上)	食品スーパー	○	—	○
		ドラッグストア	○	—	○
金融機能	生活の利便性をより向上させるなどの金融関連施設	銀行 信用金庫 郵便局	○	—	—

7. 誘導施策と目標値の設定

都市機能及び居住誘導を促進するため、当別町の抱える課題解決の方策に対して、施策の方向性を①～⑤まで設定し、各施策の方向性に応じた施策を設定します。

①石狩当別駅・石狩太美駅を拠点として都市機能を集約する

本町及び太美市街地の中心に、多世代が交流する空間を整備することで、町民が「出かけたくなるまち」にすることをめざします。

- ・利便性、賑わいを向上させる商業施設(小売業)の誘致
- ・公共施設の集約・複合化の推進

目標値

都市機能誘導区域内への
誘導施設の誘導数
(施設)

基準値	目標値
—	5 (R22)

②誰もが使いやすく、持続可能な公共交通網を形成する

町民が健康で楽しく暮らすため、誰もが使いやすい公共交通網を整備することにより、町民が「出かけることができるまち」にすることをめざします。

- ・利用者ニーズを踏まえた公共交通サービスの提供
- ・地域交通を確保し、自動車を利用しなくても移動可能な環境づくり
- ・ICTを活用した公共交通サービスの利便性向上
- ・駅周辺及び幹線道路の歩行空間でのバリアフリー化の促進

目標値

コミュニティバスの運行
本数 (本)

基準値	目標値
89 (H30)	89 (R22)

③地元企業との連携により、地域経済を強化する

元気な地元企業と行政との連携強化や、空き家・空き店舗の活用、小規模な飲食店などのスモールビジネスへの支援制度の創設等により、「ビジネスに挑戦する人を応援するまち」をめざします。

- ・地元企業による集客施設の設置 (拠点の結びつきの強化)
- ・小規模な飲食店などのスモールビジネスへの支援
- ・空き家・空き店舗等の既存ストックの利活用

④子育て世代が当別町で札幌市の都市機能を楽しみ、豊かな生活ができる居住環境を構築する

当別町ならではの緑豊かなゆとりある宅地を活かし、町内の子育て世代が快適に、楽しく、健康に暮していくための「子育てのまち」をめざします。

- ・子育て支援施設の充実
- ・親子で楽しめる公園などの環境整備
- ・小中一貫教育を実施するための学校の整備
- ・空き家、空き地を活用した近隣都市にはないゆとりある宅地の提供
- ・子育て世帯向けの集合住宅の整備及び誘致
- ・子育て世帯への住宅取得促進の支援

目標値

居住誘導区域内の人口密
度 (人/ha)

基準値	目標値
29 (H30)	35 (R22)

子育て世帯向け集合住宅
の整備戸数 (戸)

基準値	目標値
—	100 (R22)

⑤学生の流入・定住を促進するため、居住支援を充実させる

「多様な都市機能を使い・守る」「多様な世代の交流」「将来的な町への移住定住促進」「関係人口の増加」という観点から「学生がたくさん暮らすまち」をめざします。

- ・学生向けアパート誘致のための支援
- ・北海道医療大学生向け支援の充実

目標値

学生向け集合住宅の整備
戸数 (戸)

基準値	目標値
—	200 (R22)

その他の施策

■災害対策

ハザードマップの改定・見直しを行うとともに、地域ネットワークを活かした、防災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化等、防災体制の強化を図ります。また、多様な情報環境を活用した災害時における情報伝達手段拡充を検討します。

■低未利用地の有効活用と適正化

空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、低未利用地に対しては、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促していきます。

8. 都市機能誘導区域外における届出制度

都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合、開発行為等の着手の30日前までに届出を行う必要があります。

開発行為

▶ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

開発行為以外

▶ ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合

③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域



届出不要

居住誘導区域



届出必要

立地適正化計画区域



届出必要

※誘導施設→例：病院

9. 居住誘導区域外における届出制度

居住誘導区域外で一定以上の開発行為、建築行為を行う場合は、開発行為等の着手の30日前までに届出を行う必要があります。

開発行為

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



例：3戸の開発行為
届出必要

②1戸または2戸の住宅の建設目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの(1,000m²以下ならば届出不要)



例：1,300m²の開発行為
届出必要

③「住宅以外で、人の居住用に供する建築物として条例で定めたもの」の建築目的で行う開発行為



例：有料老人ホームや寄宿舎
届出必要

建築等行為

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合



例：3戸の建設行為
届出必要

②人の居住用に供する建築物としての条例で定めたものを新築しようとする場合



例：有料老人ホームや寄宿舎
届出必要

③建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等(①②)とする場合



例：お店を住宅に改築
届出必要

10. 休廃止の届出

都市機能誘導区域内で、当該都市機能誘導区域に設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合は、休止又は廃止にする日の30日前までに町長への届出が必要です。

お問い合わせ

当別町企画部まち再生室まち再生係

TEL 0133-23-3198

立地適正化計画に関する Q&A

Q. 居住誘導区域外に住んではいけないのですか？

A. ライフスタイルは様々であり、居住地を制約するものではありません。
しかし、町民の生活サービスや公共交通を維持していくためには、市街地中心部に一定の人口密度を維持する必要があります。
また、一定規模以上の開発や建築行為を行う場合は町への届け出が必要になります。

Q. 町内の居住者をすべて居住誘導区域に集約することを目指すのか？

A. 全町民を集約するのではなく、市街地中心部の人口密度を維持していくことで生活サービスや公共交通を維持・向上することを目指します。

Q. 居住誘導区域に移住すると、何かメリットはありますか？

A. 居住誘導区域は、生活サービス施設にアクセスしやすく、公共交通の利便性が高い区域です。また、これから居住誘導区域への移住に対する支援や助成の施策を検討していきます。

Q. いつから届出が必要になりますか？

A. 今年度中に計画策定予定となっておりますので令和2年4月1日から運用開始の予定となっております。

計画策定スケジュール

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
立地適正化計画策定	計画案の検討 策定 運用開始		
立地適正化計画策定委員会	8月 10月 11月 2月		
都市計画審議会	6月 11月 1月		
住民意見の反映	アンケート調査 ワークショップ 説明会 パブコメ		

※都市計画審議会：都市計画は、将来のまちの姿を決めるものであり、それらに関連する計画等の策定については、都市計画法により学識経験者等で構成する審議会にて調査・審議することになっております。

当別町立地適正化計画 (資料編)

当別町の現状

1.1.1. 人口動向

① 総人口の推移・現状

当別町は、1988年の札幌大橋開通を契機に太美地区への人口流入が進み、2000年時点でピークとなる人口20,778人まで増加しました。しかし、その後、高齢者人口は増加するものの生産年齢人口及び年少人口が減少し続け、2015年時点では、ピーク時の約80%の17,278人まで減少しています。最新の国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計では、2030年以降には高齢者人口も減少を始め、約30年後の2045年には、2015年の約半分にまで人口減少するという結果となっています。

一方、新しい総合計画では、「目指すまちづくり」に基づく政策を推進し、2040年までには18,000人、2060年までに20,000人となることを目標としています。

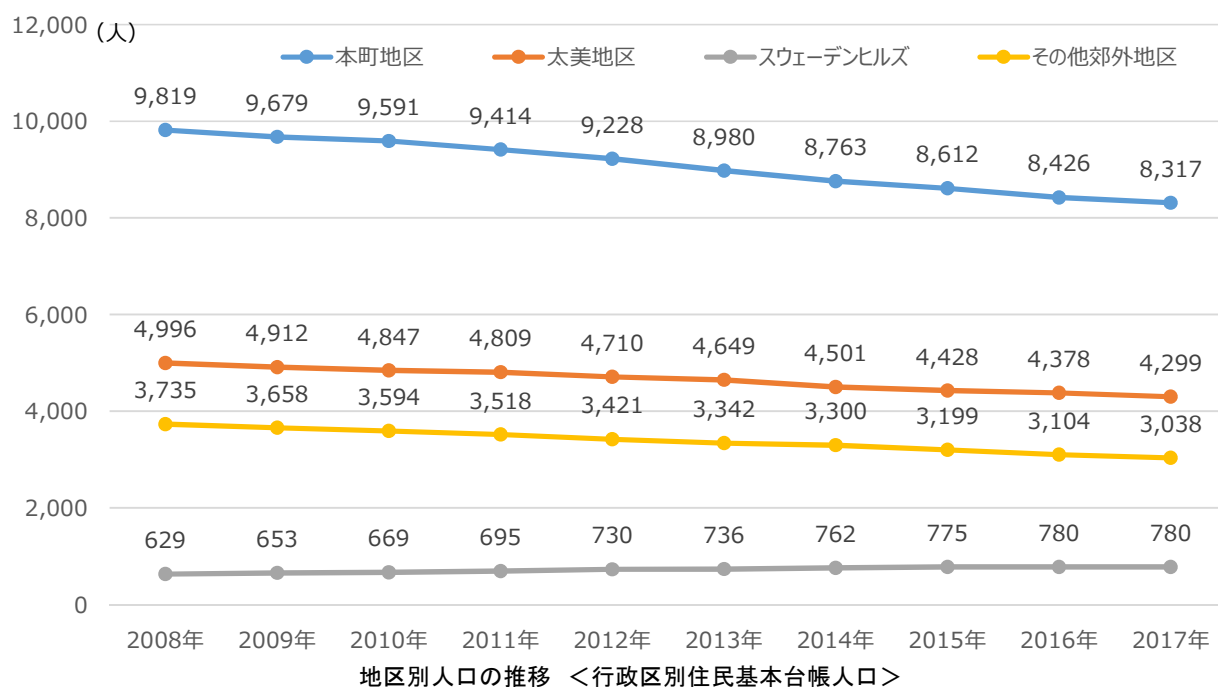


人口の推移と今後の人口推移の推計 <各年国勢調査及び社人研推計>

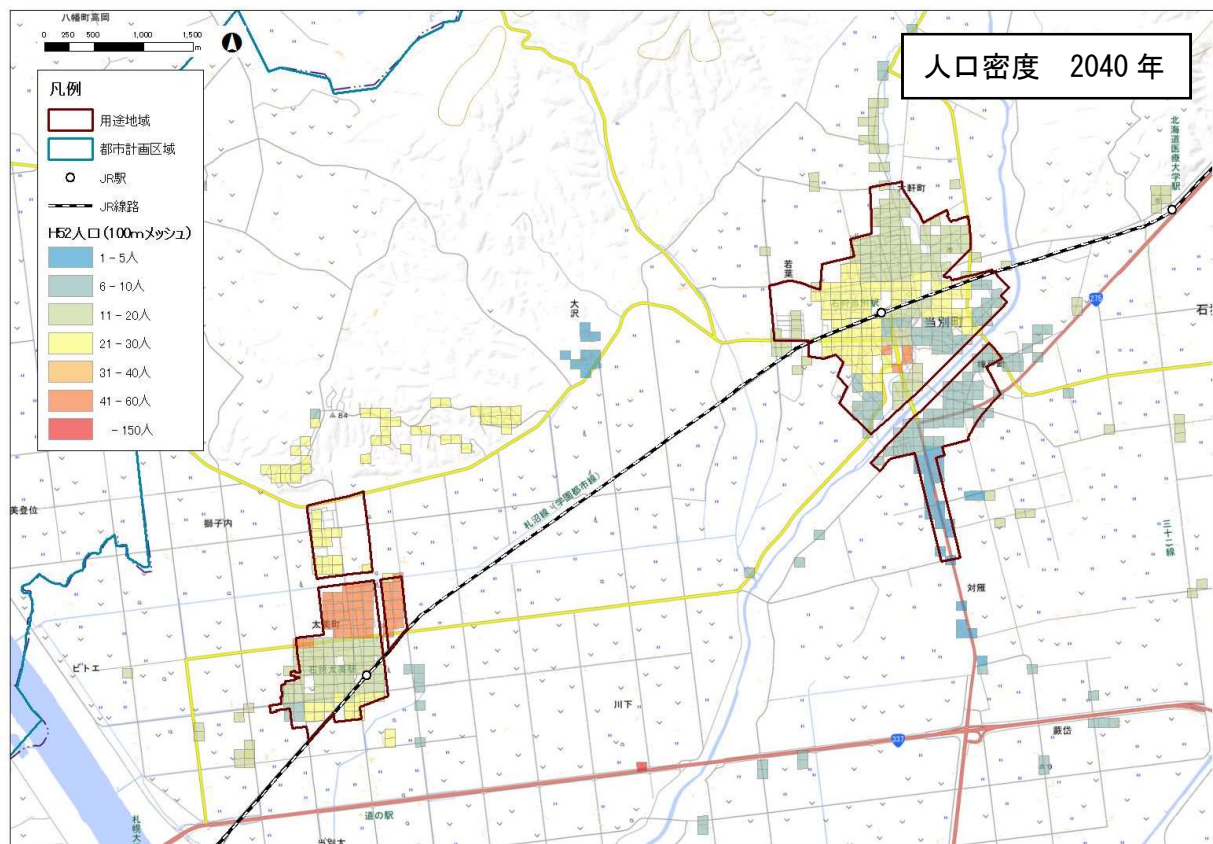
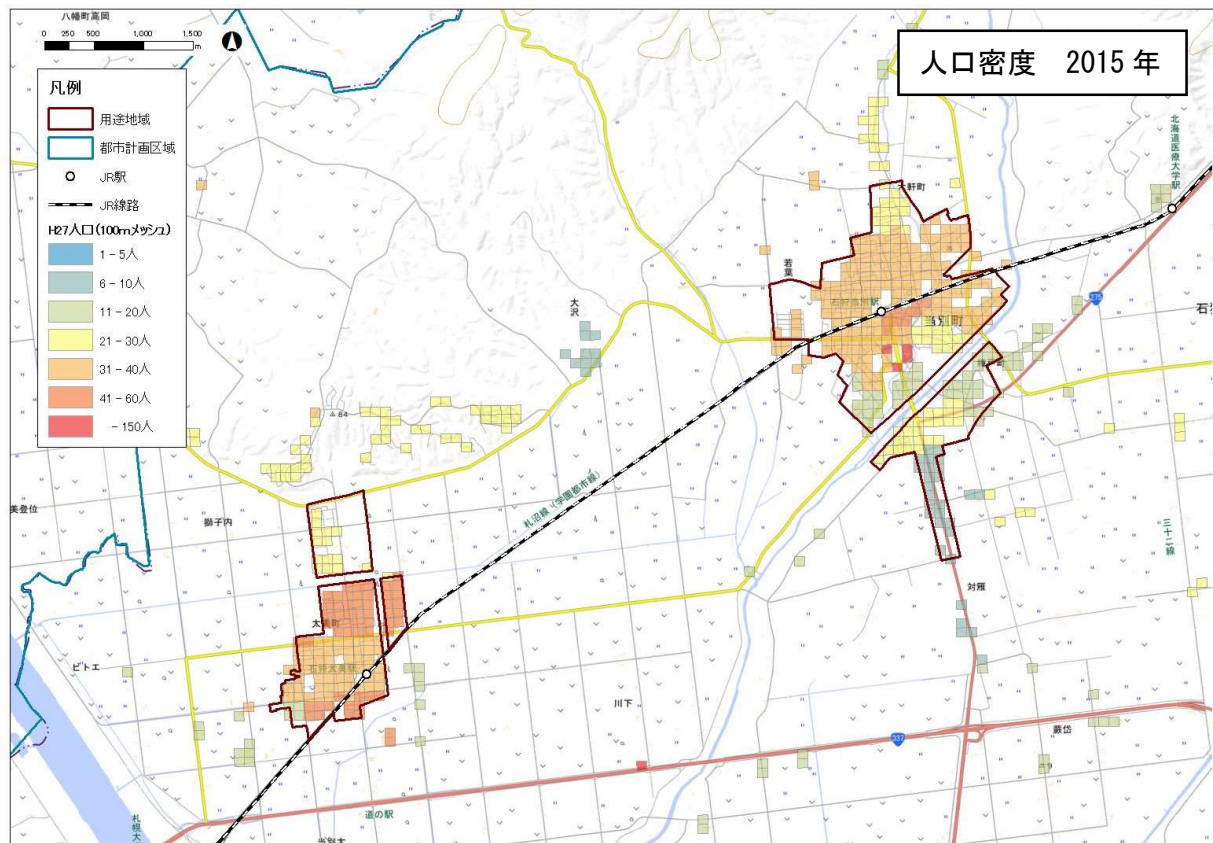
② 地区別人口の推移・現状

各地区の総人口で見ると、スウェーデンヒルズを除き、この10年で15%程度の人口減少となっています。また、現状（2015年）及び将来（2040年）の人口分布を見ると、スウェーデンヒルズ及び太美地区の一部地域のみ人口が微増すると考えられますが、その他の全域において、人口減少が進み、JR石狩当別駅・石狩太美駅周辺においても人口密度20人/ha以下の箇所が生じてくる推計結果となっています。

（将来人口の状況は、国土技術政策総合研究所で公表している世帯数予測ツール（試行版）を用いて把握）



本町地区	幸町、弥生、旭町、万代町、白樺町、北栄町、末広、西町、元町、春日町、栄町、下川町、六軒町、樺戸町、若葉、緑町、東町、錦町、美里
太美地区	太美中央、太美南、太美北、太美スターライト、太美東、太美西、太美寿
スウェーデンヒルズ	スウェーデンヒルズ
その他郊外地区	弁華別、茂平沢、青山、中小屋、金沢、東裏、対雁、蕨岱、川下右岸、川下左岸、上当別、獅子内、当別太、ビトエ、高岡、みどり野、自衛隊



100mメッシュで見た用途地域周辺の人口分布の推移(人口密度)(現状:2015 年⇒将来:2040 年)
 <国勢調査及び社人研推計>

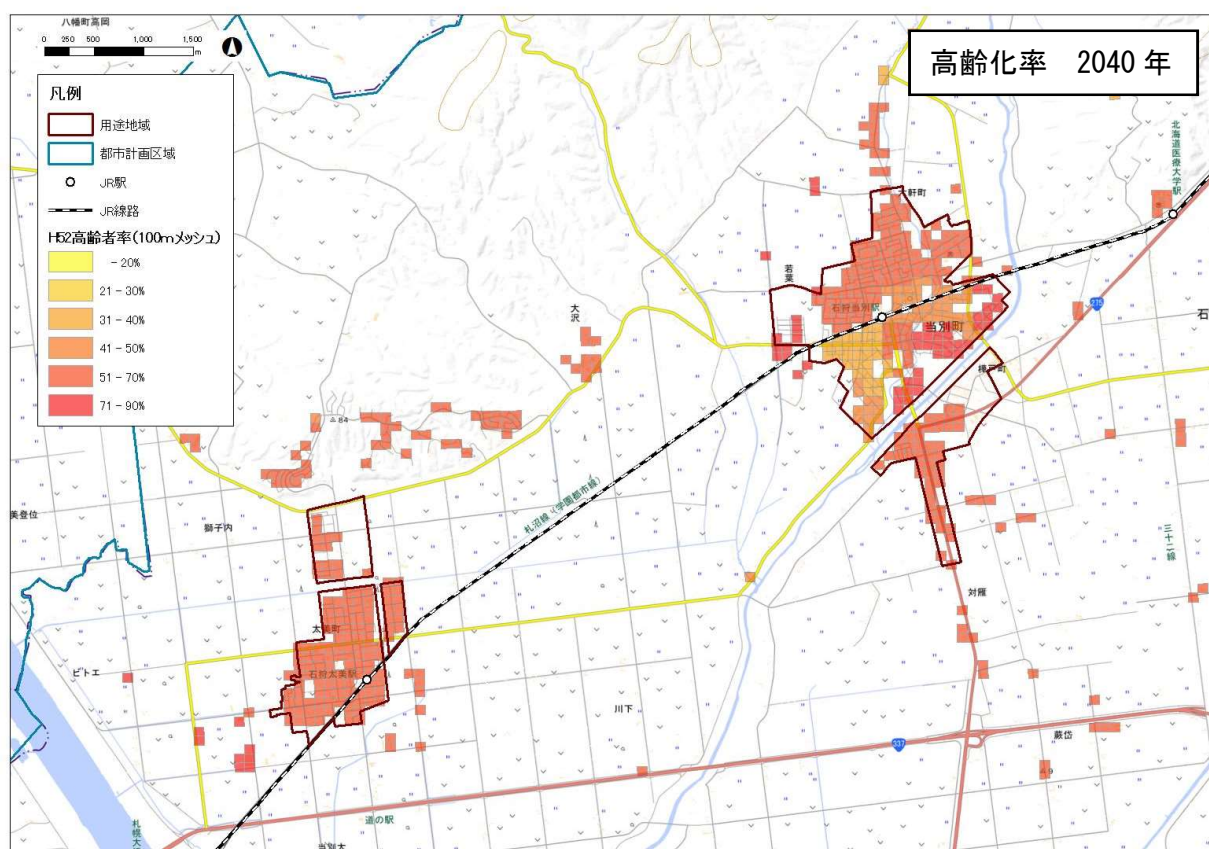
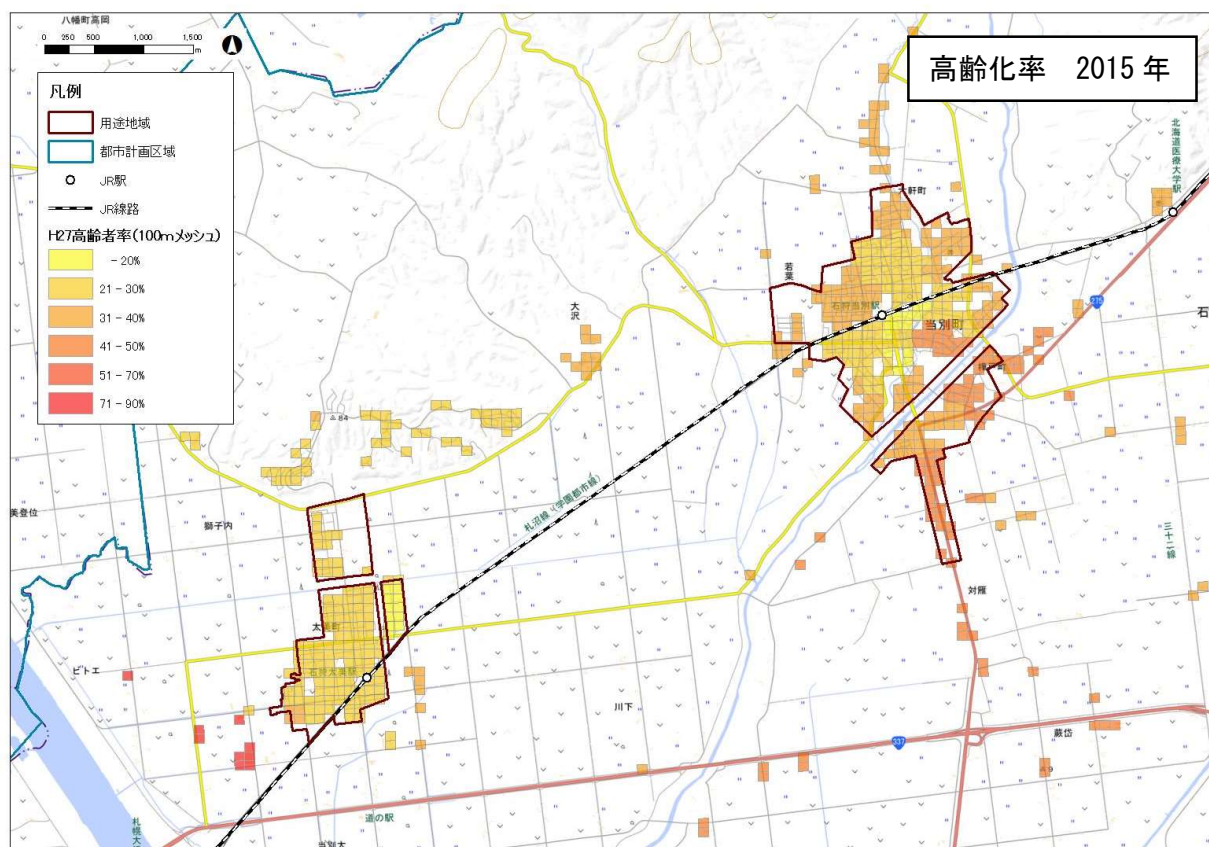
③ 高齢化率の推移・現状

2015年時点で高齢化率は30.3%となっています。今後も、高齢化率が上昇し続ける見込みであり、2030年以降に高齢者人口も減少を始めるものの、生産年齢人口及び年少人口の減少が急速に進むため、2035年時点では、高齢化率が50%（高齢者人口(75歳以上)の割合は33.2%）を超え、2045年時点では60%（高齢者人口(75歳以上)の割合は42.7%）を超える見込みとなっています。

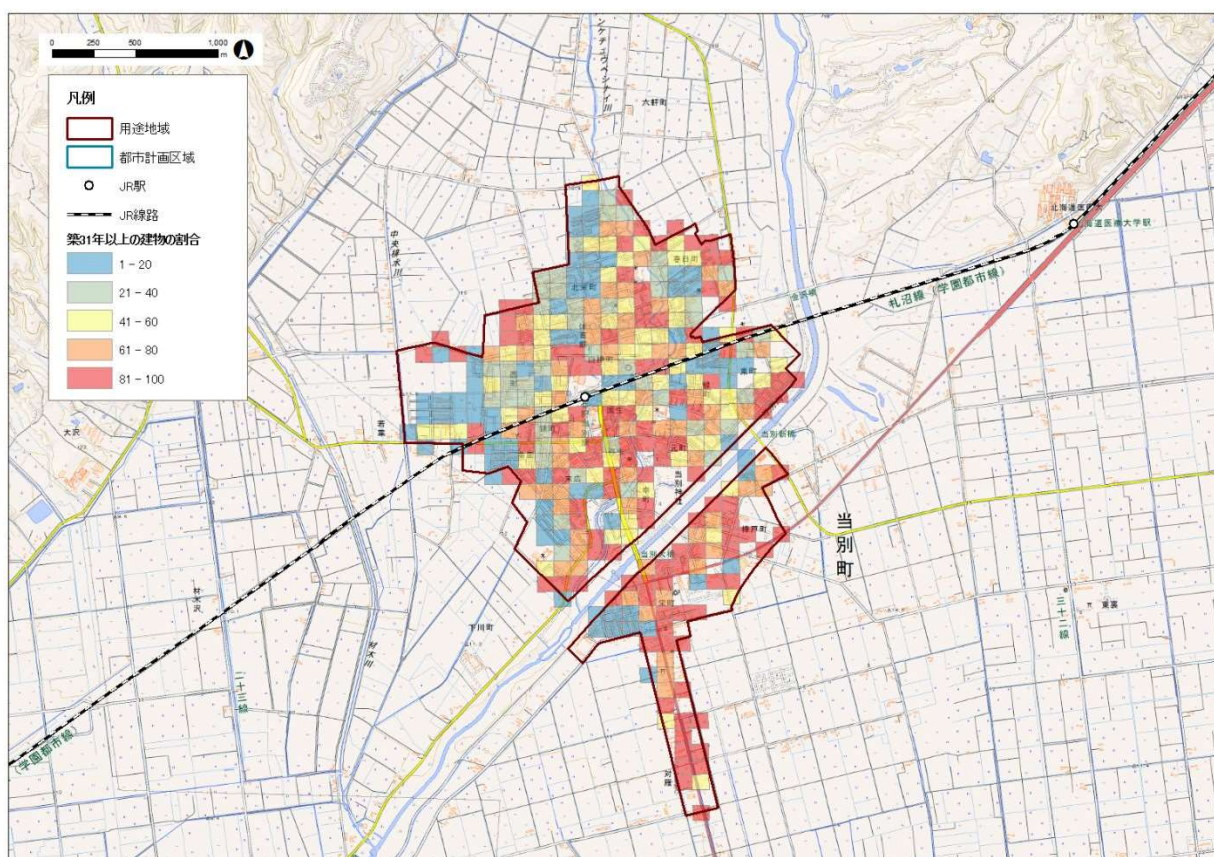
また、町内の高齢化率の分布で見ると、2040年の将来においては、末広や錦町、白樺町の周辺では比較的低い水準であるものの、一律で高齢化率の高い状況となっています。



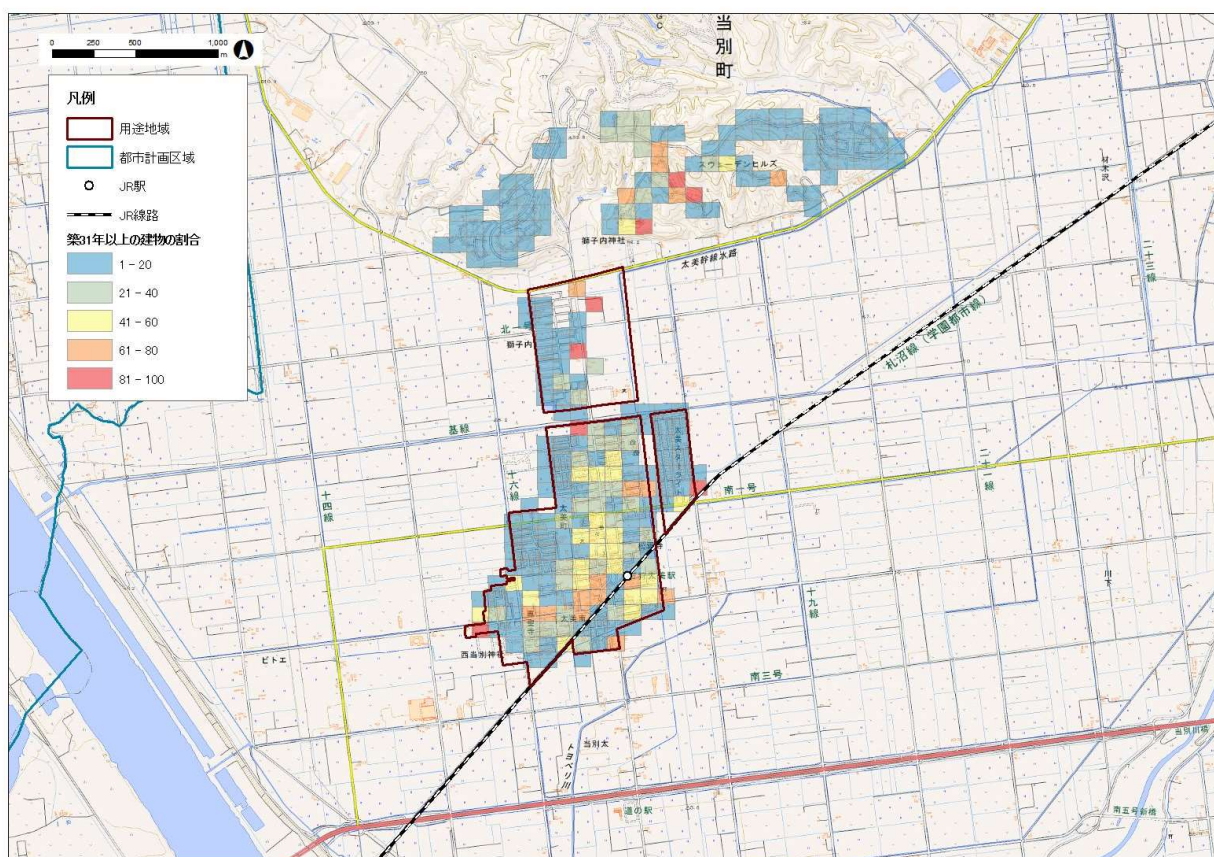
年代別人口構成の推移と今後の推計 <各年国勢調査及び社人研推計>



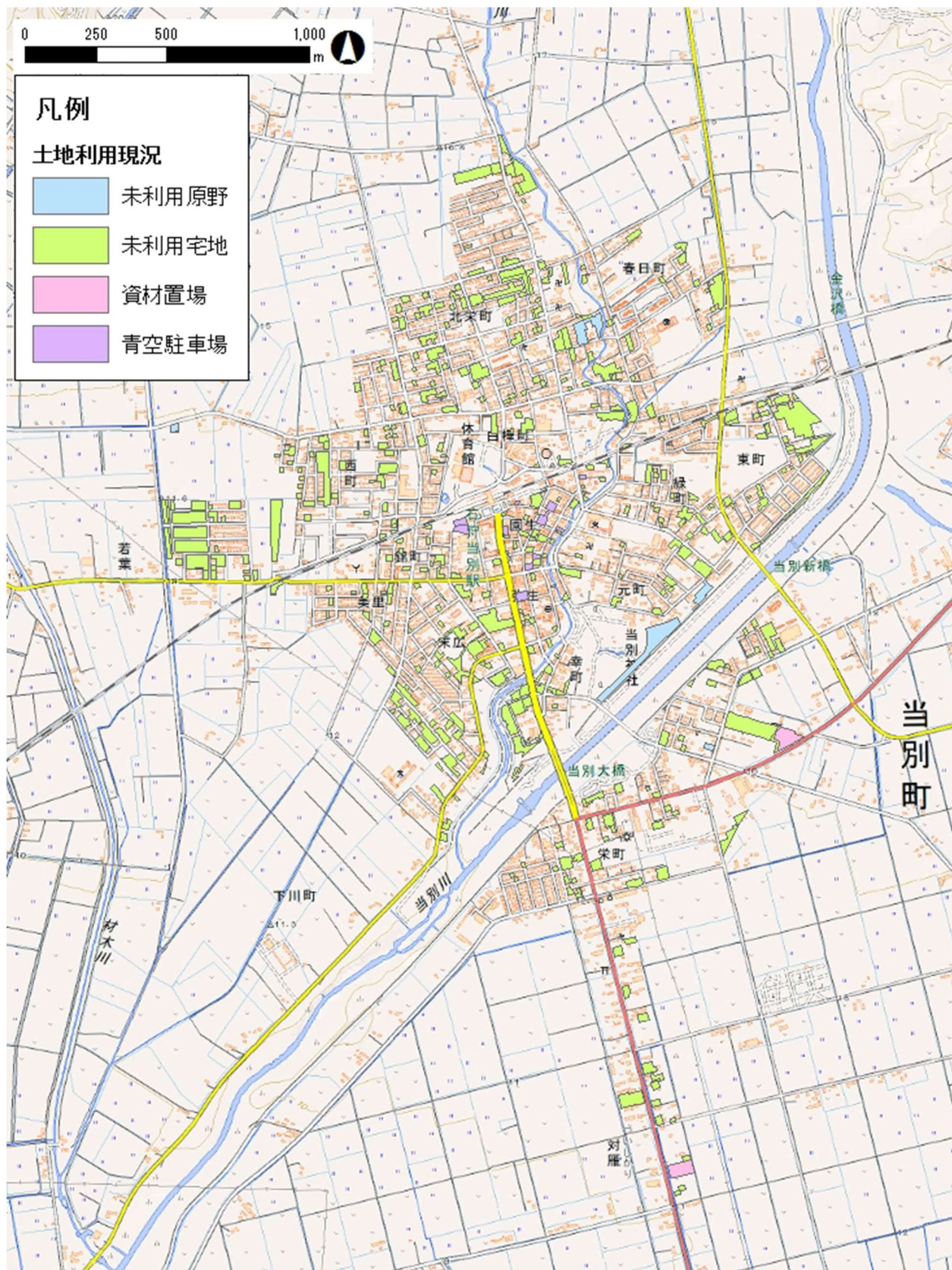
100mメッシュで見た高齢化率の状況の推移(現状:2015 年⇒将来:2040 年) <国勢調査及び社人研推計>



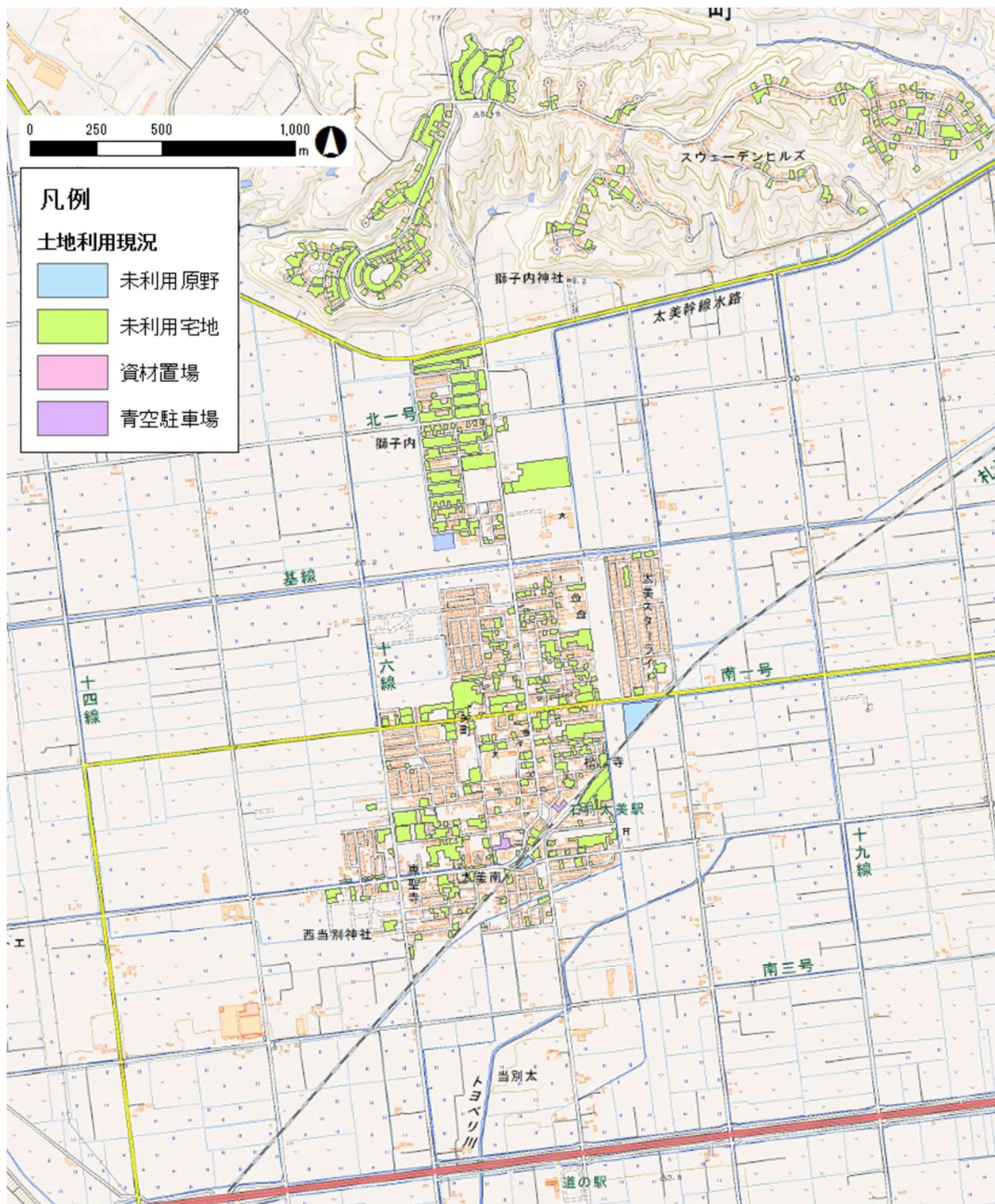
本町地区における住宅の築年数が30年を超える建物の割合(延床面積換算 100mメッシュ) <都市計画基礎調査>



太美地区における住宅の築年数が30年を超える建物の割合(延床面積換算 100mメッシュ) <都市計画基礎調査>



低未利用地の状況(本町地区) <都市計画基礎調査>



低未利用地の状況(太美地区) <都市計画基礎調査>

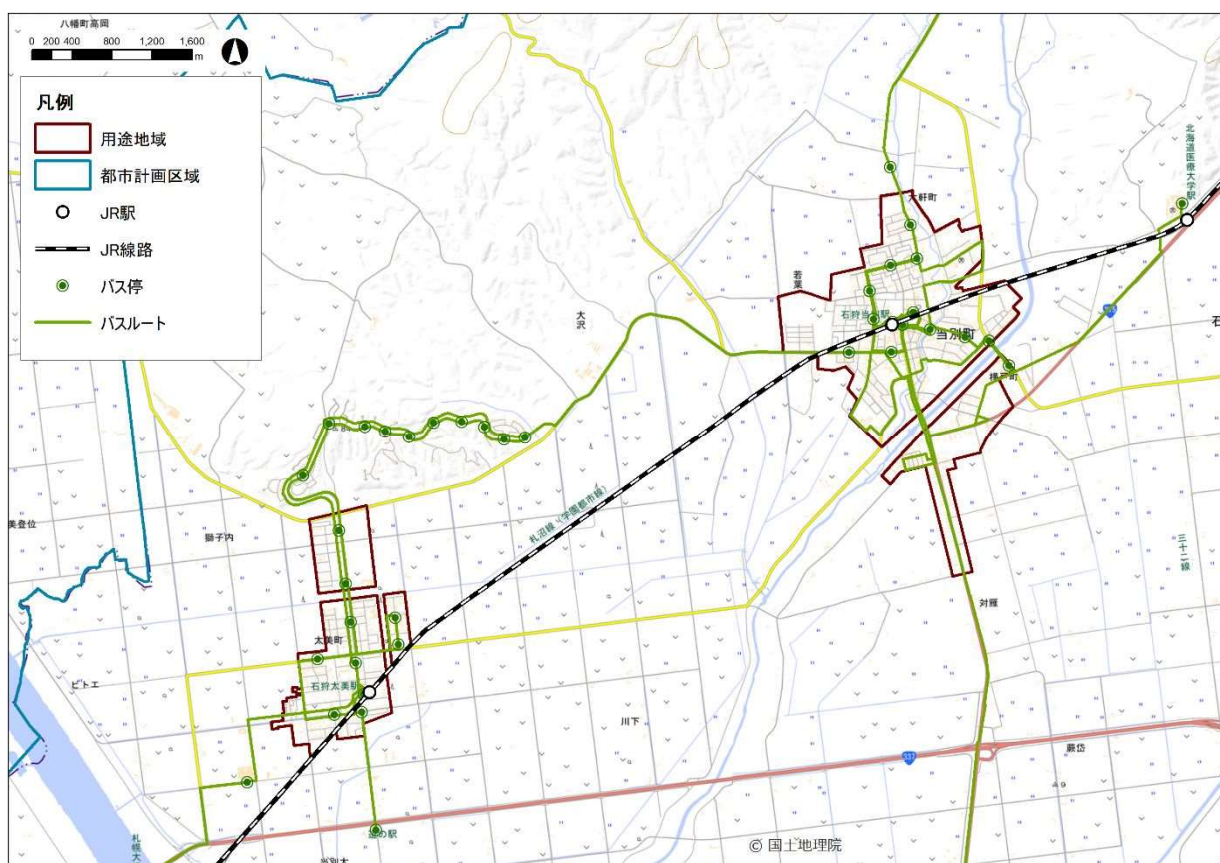
公共交通の利用実態

(1)公共交通網

当別町では将来的な人口減少社会を見据えた中で、町内の拠点施設への接続性や利用者の移動特性、利用ニーズ等を踏まえながら鉄道、コミュニティバス、タクシーなどの町内の交通機関と効果的に連携し、まちづくりと一体になって、誰もが使いやすく、持続可能な公共交通網の形成を目指すため、平成 30 年に「当別町地域公共交通網形成計画」を策定しました。

鉄道は、J R 札沼線（学園都市線）が通り、当別町内では、石狩太美駅、石狩当別駅、北海道医療大学駅、石狩金沢駅、本中小屋駅、中小屋駅の 6 駅が存在します(北海道医療大学駅以北については 2020 年廃線)。運行状況は、石狩当別駅発の上りでは平休日ともに 41 本、下りのうち、石狩当別方面（石狩当別駅又は北海道医療大学駅止まり）が平休日ともに 38 本、新十津川方面が平休日ともに上り 7 本、下り 8 本となっています。

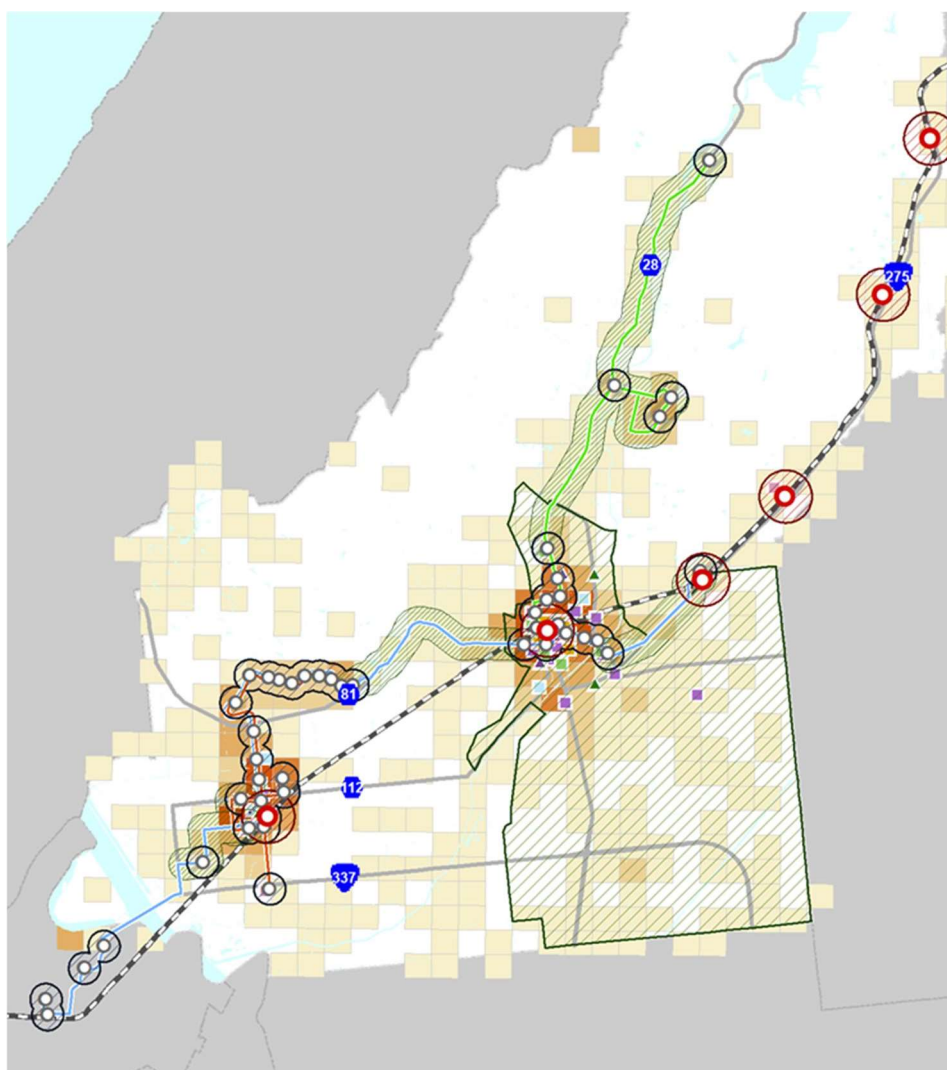
地域公共交通としてのバスは、コミュニティバスが存在し、青山線（往復平日 15 本、休日 6 本）、あいの里金沢線（往復平日 47 本、休日 22 本）、西当別道の駅線（往復平日 19 本、休日 18 本）のほか、電話予約により運行区域内を運行する市街地予約型線（運行区域：西町・北栄町・春日町・東町・緑町・元町・白樺町・園生・錦町・弥生・末広・美里・幸町・下川町・栄町・樺戸町・六軒町・若葉の一部「パーソナルタウン」・東裏・蕨岱・対雁）の 4 路線があります。



当別町内の公共交通網の状況

平成 29 年 9 月 25 日時点での JR、バスの公共交通でカバーできる範囲は以下の通りとなっています。

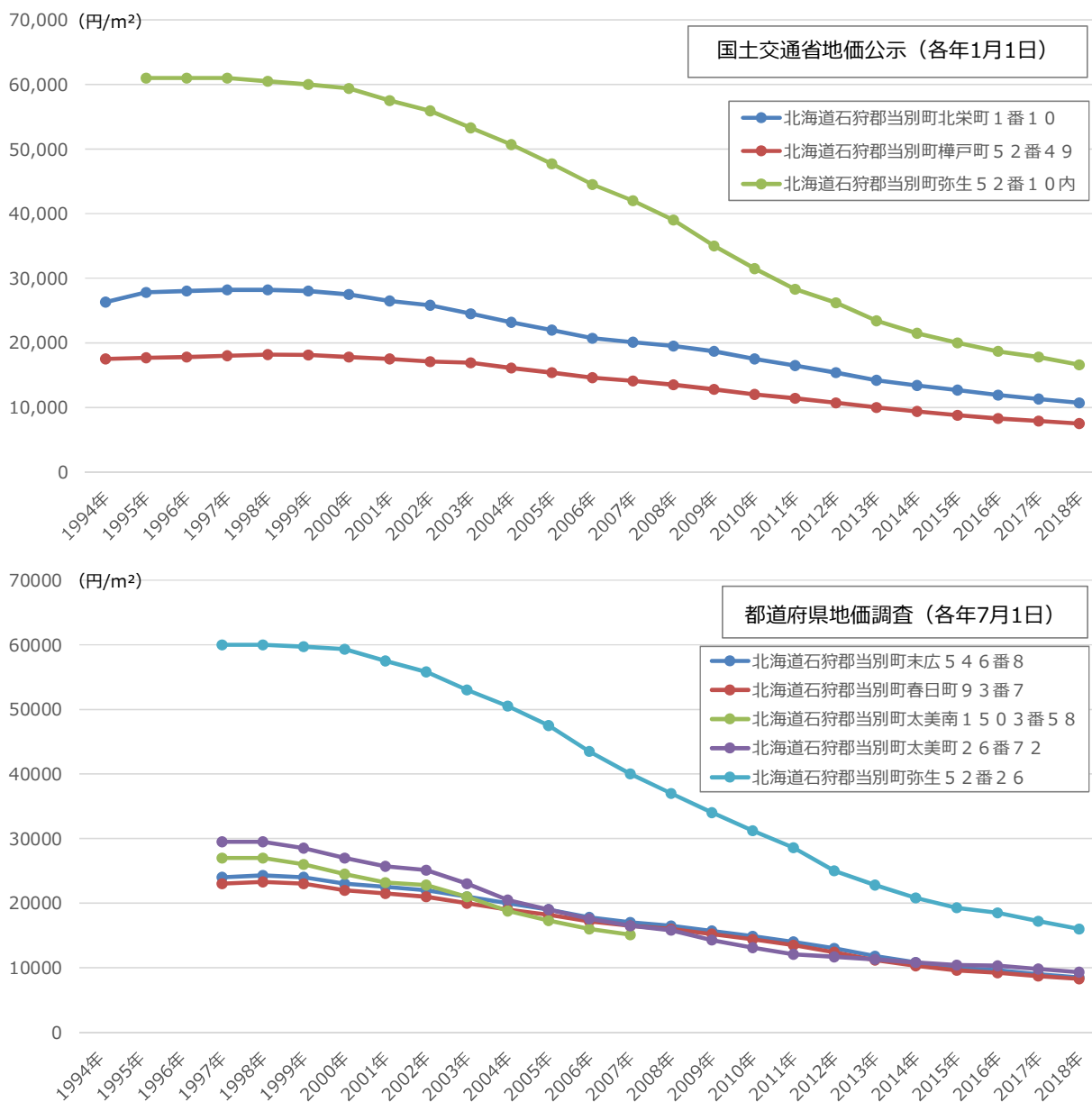
項目	数値
カバー人口	14,801 人
カバー率	85.7 %



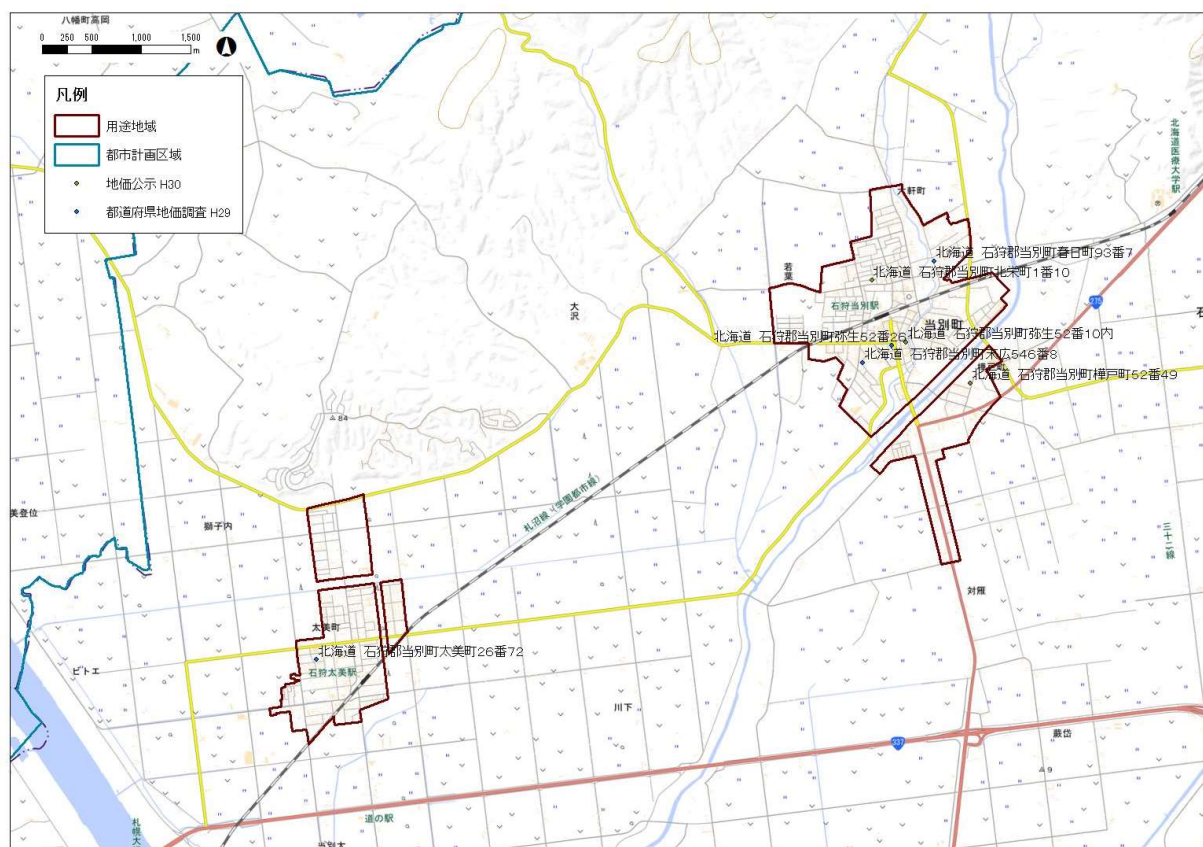
当別町地域公共交通網形成計画

地価の推移

地価は、人口のピークを迎えた 1998 年頃をピークに減少が続いています。特に、弥生地区では、ピーク時に 60,000 円/㎡程度でしたが、現在では 20,000 円/㎡を下回っています。



地価の推移 <国土交通省地価公示及び都道府県地価調査>



地価の調査地点 <国土数値情報>

災害の危険性

(1)災害等の履歴

当別町での災害は、河川氾濫が多くありましたが、昭和 61 年以降は起きておらず、台風や集中豪雨等の直接的被害にとどまっています。

過去の災害記録 <当別町地域防災計画>

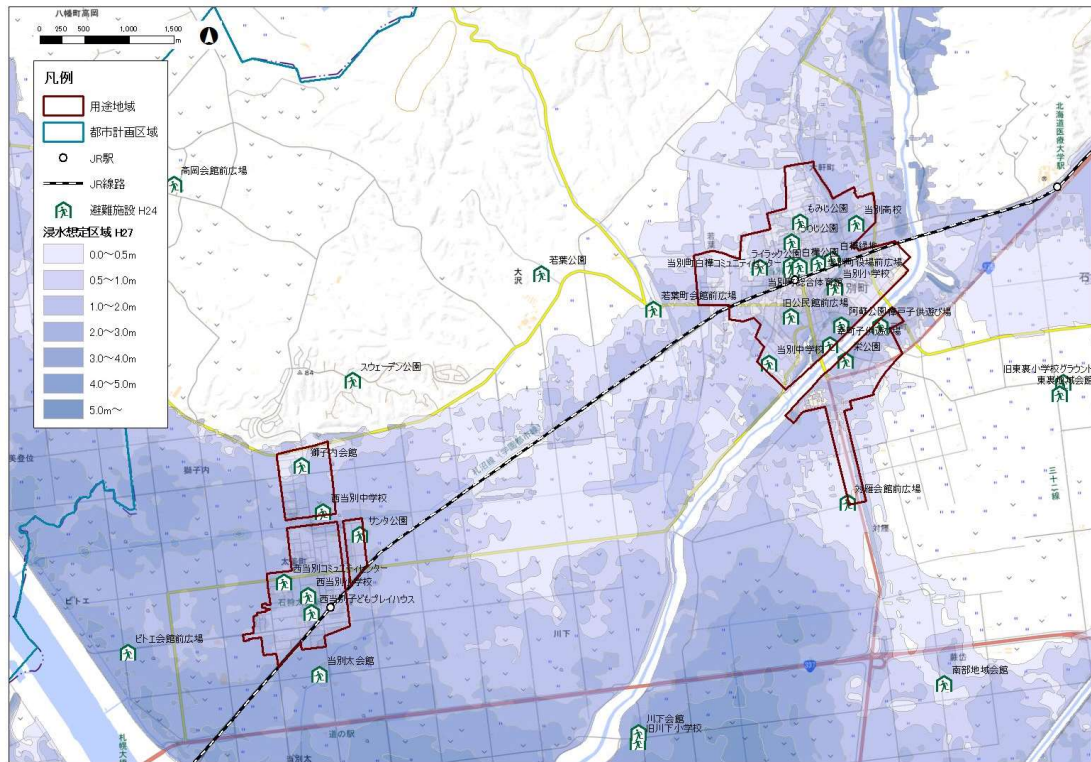
資料 1 (災害記録)

発 生 年 月 日	種 別	被 害 状 況
明治 18 年 5 月 6 日	洪 水	当別川氾濫大洪水
18 年 6 月 8 日	山火事	高岡地区で山火事発生
19 年 7 月 14 日	洪 水	当別川氾濫洪水
22 年 4 月 21 日	洪 水	当別川氾濫洪水
23 年 4 月 7 日	洪 水	当別川氾濫洪水
31 年 9 月 6 日	洪 水	石狩川大洪水、被災者 1,415 名
37 年 7 月 1 日	洪 水	洪水被害
37 年 7 月 8 日	洪 水	洪水被害
42 年 4 月 13 日	洪 水	石狩川大洪水、被災 200 戸
44 年 8 月 16 日	洪 水	当別川氾濫洪水
大正 11 年 8 月 19 日	水 害	水害、雨害、被害額 27 万 5 千円
14 年 4 月	洪 水	石狩川、当別川洪水
昭和 元年 5 月	洪 水	洪水被害甚大
11 年 7 月	水 害	水害（川下、青山奥）
17 年 3 月 25 日	水 害	市街地区水害
22 年 2 月 13 日	火 事	四番川小学校全焼
25 年 8 月	洪 水	当別川一帯大洪水
26 年 9 月	洪 水	当別川洪水、被害甚大
26 年 9 月 9 日	火 事	市街大火、27 戸全焼
29 年 4 月	水 害	当別川融雪水害、青山以北の道路、橋梁に被害
29 年 4 月	暴 風	暴風により田畑、家屋被害 4,800 万円
29 年 9 月 26 日	台 風	台風 15 号による本町被害 1,500 万円
36 年 7 月 25 日	集中豪雨	当別川氾濫、死者 2 名
37 年 4 月 4 日	融雪災害	当別川氾濫
37 年 8 月 9 日	台 風	台風 9 号、10 号による集中豪雨
40 年 9 月 17 日	台 風	台風 23 号、24 号による当別川氾濫、農作物に被害甚大
45 年 5 月 11 日	洪 水	石狩川、材木川洪水
47 年 9 月 23 日	洪 水	石狩川、材木川洪水
50 年 8 月 23 日	洪 水	石狩川洪水
56 年 8 月 3 日	集中豪雨	石狩川他各河川氾濫
56 年 8 月 21 日	台 風	台風 15 号の大雨による各河川の氾濫
60 年 9 月 1 日	台 風	台風 13 号の大雨による各河川の氾濫
61 年 9 月 4 日	台 風	台風 15 号の大雨による各河川の氾濫
平成 4 年 9 月 1 日	集中豪雨	台風 17 号と温帯低気圧の大雨、低温等のため農作物等被害
8 年 9 月 13 日	火 事	中小屋小学校全焼 損害額 9,706 万 4 千円
13 年 9 月 11 日	台 風	台風 15 号と秋雨前線による大雨
16 年 9 月 8 日	台 風	台風 18 号の強風による家屋等の被害

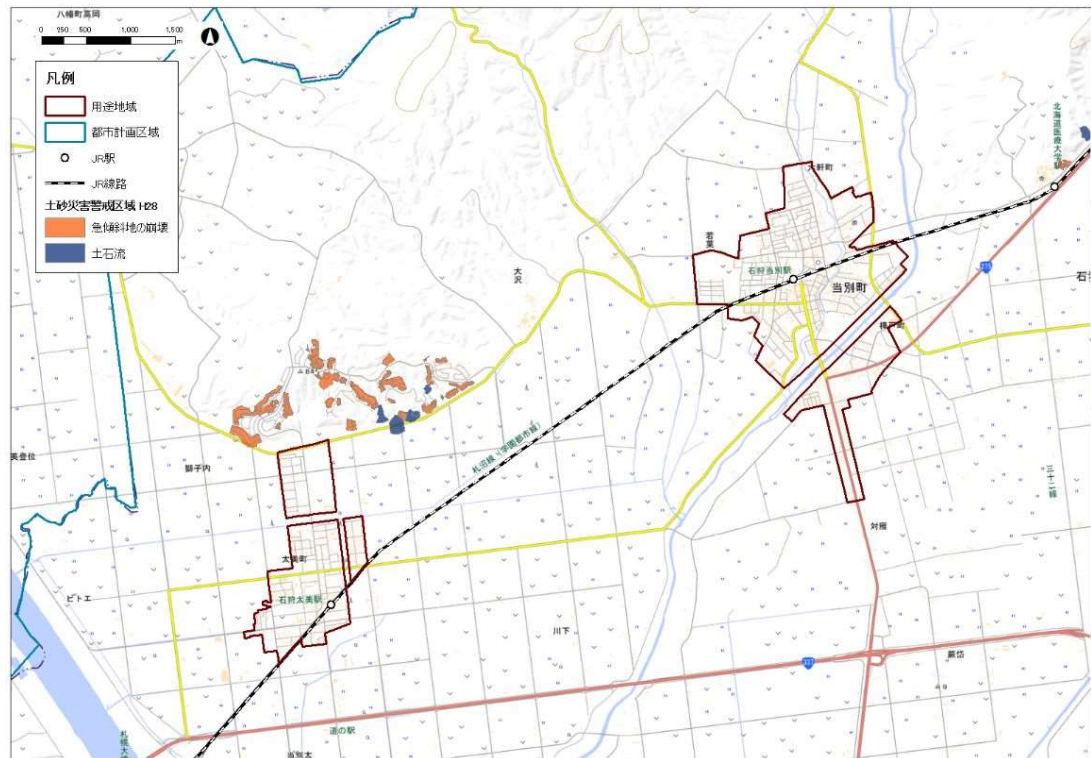
(2)ハザード区域等

当別町での過去の災害は、台風や集中豪雨等の影響も受けて生じた洪水が多くを占めているように、当別町市街地はいずれも浸水想定地域となっています。

また、近年住宅開発が進んだスウェーデンヒルズは、部分的に土砂災害警戒区域となっています。



浸水想定地域 <当別町防災マップ>



土砂災害警戒区域 <当別町防災マップ>